

平成29年度 第1回 堺市環境影響評価審査会
議 事 録

日 時：平成29年5月31日 午前10：00～午前11：40

場 所：堺市立消費生活センター 会議室

出席委員：梅宮 典子	大阪市立大学大学院教授
小田 和広	大阪大学大学院准教授
柏尾 眞津子	大阪人間科学大学教授
瀬川 大資	大阪府立大学大学院教授
中川 智皓	大阪府立大学大学院助教
中谷 直樹	大阪府立大学大学院教授
水谷 聡	大阪市立大学大学院准教授
安田 龍介	大阪府立大学大学院助教
柳原 崇男	近畿大学理工学部准教授
欠席委員：犬木 努	大阪大谷大学文学部教授
大野 朋子	神戸大学大学院准教授
加賀 有津子	大阪大学大学院教授
田中 晃代	近畿大学総合社会学部准教授
野村 俊之	大阪府立大学大学院准教授
吉川 正史	近畿大学法学部准教授

傍 聴 者：1名

議 題：(1) (仮称)堺市美原区黒山東計画に係る 配慮計画書の検討結果 について
(2) その他

【議事録】

○事務局

定刻となりましたので、ただいまより、「平成29年度 第1回 堺市環境影響評価審査会」を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境共生課審査係長の諸農でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議の定数は15名ですが、ただいま9名の委員にご出席いただいております。堺市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は同規則第5条第1項の規定により公開となっております。

傍聴についてですが、1名の傍聴者が来られておりますことをご報告いたします。

傍聴者の方へのお願いですが、堺市環境影響評価審査会傍聴要綱の遵守事項をお守り頂きますようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにして頂きますようお願いいたします。

なお、犬木委員、大野委員、加賀委員、田中委員、野村委員、吉川委員につきましては、ご欠席の連絡を頂戴しております。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日配布させていただいております資料でございますが、本日の「次第」、「堺市環境影響評価審査会 委員名簿」、資料1の「(仮称)堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書についての検討結果(案)」、その参考資料といたしまして「配慮計画書に対する意見書の概要」、そして、資料2の「堺市環境影響評価条例施行規則 改正履歴」でございます。

あと、(仮称)堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書をお配りしております。資料の漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、議事進行につきましては、瀬川会長にお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

○瀬川会長

では、本日の1つ目の議題ですが、「(仮称)堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書についての検討結果について」、事務局から説明をお願いします。

○本間環境共生課長

環境共生課長の本間です。

検討結果(案)の説明に入ります前に、これまでの経過等について、ご説明させていただきます。

本年2月22日に、事業者である三井不動産株式会社から配慮計画書の提出があり、これを受けまして、3月1日に公告するとともに、45日間の縦覧を開始いたしました。翌3月2日には当審査会に対して諮問しております。

また、この縦覧期間中に、配慮計画書に対する意見が1件提出されました。参考資料として意見書の概要をお配りしております。

意見の内容ですが、要約して申し上げますと、

- ・埋め立て予定地の動植物の生息・生育調査を行うこと
- ・新設池は自然ビオトープの形態を創造すること
- ・工事にあたっては生物の営巣等に配慮すること

とされております。

今回の事業は「美原都市拠点」における大規模商業施設の開発であり、その事業の特性から想定される環境影響といたしましては、

- ・発生集中交通による渋滞の悪化
- ・発生集中交通及び渋滞による大気質、騒音及び安全等への影響

また、意見書にもありました、

- ・ため池の移設による動植物の生息・生育環境への影響

などが懸念されます。

こういったことを踏まえまして、また、このようなことを中心に、検討結果(案)を作成しております。

○事務局

【(仮称)堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書についての検討結果(案)について説明】

○瀬川会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の先生方から何かご質問がございましたら、よろしくをお願いします。

○梅宮委員

クールシティ堺について、義務的なものでしょうか。

○事務局

義務ではありませんが、低炭素都市の実現をめざして、市と市民や企業などが連携し、それぞれが主体性をもって積極的に取り組むものです。

○瀬川会長

この審査会も、これを背景に、と言いますか、これを意識して審査を行う、ということですね。

○事務局

その通りです。

○柳原委員

検討内容(案)の20ページの交通に関して、駐車場の位置で各案を作成していますが、近隣に郵便局や中学校が存在します。指摘事項として74ページの「8 安全」の項目に「自動車と自転車・歩行者導線について」とありますが、その対象は来店者のみでしょうか、それとも近隣の郵便局への来店者や中学生等の地域住民も含まれているのでしょうか。

○事務局

74ページの「8 安全」ですが、事業計画地内の安全について指摘しております。環境影響評価の対象の範囲として、事業計画地外の安全についても審査できればよいのですが、基本的には事業計画地内で考えております。ただし、柳原委員も懸念された通り、周辺地域や事業計画地外の利用者への不便についても配慮する必要があることから、20ページではそれらを含めて指摘しております。

○瀬川会長

その検討内容(案)20ページの部分については、指摘事項73ページの1番目に記載している、ということですね。

○事務局

はい。

○中谷委員

23ページについて、先ほどに絡む話かもしれませんが、事業者は交通手段として自動車はかなり高い割合になるであろうと設定し、交通計画や騒音、排出ガスを算出していますが、大気質や騒音に対する指摘については、自動車台数を減らしなさいという意味かと思います。それらを考慮し検討を進めると、全体の計画が変わっていくと思いますが、そういう観点からもっと強いメッセージは出せないでしょうか。

○事務局

事業者が環境影響評価を実施するにあたり、まずこの郊外型の店舗規模でどの程度の来店客や来店車両が来るのか正しく算出し、必要な駐車場を確保してもらい、その上で周辺環境に対して影響を低減するどのような方法があるのかを、検討していただくこととなります。しかしながら、実際には、来店車両を抑制する方策が少なく、言い換えると、事業者が自らコントロールできる部分が少なくなっております。そこで、事業者自らコントロールできる部分として、例えば、事業者自ら交通手段を提供する、来店客に公共交通機関を利用していただくような方策を出す、といったことが考えられますが、それらを含め配慮計画審査書を真摯に受けいただき、そして事業計画へ反映していただく、このような意見の構成を考えております。

○瀬川会長

今後は、事業者の考え方として具体的な公共交通機関の利用促進をどうするのか、といったところに注目していくことになるのではないかと考えています。

○柳原委員

来店者の交通を制御するのは難しいと思いますが、事業者の店舗従業員や搬入車両は制御可能かと思えます。そのような指摘についても、今回はできないのでしょうか。

○事務局

これから事業計画を作り上げていく中で、事業者へそのような配慮を求めていくことは可能です。今回の事業については周辺地域から従業員を雇用するという計画になっておりますが、まだ入店する店舗が決まっておらず、具体的な採用計画が整理できていないと聞いております。次の実施計画書の段階では、事業計画（案）として定まってくるかと思えますので、それ以降にそういったことを含めた指摘も行っていく予定です。

○安田委員

28ページの風害の項目の話で、影響範囲が一般的に建築高さの1～2倍が目安と記載されており、高層建築であればこれで良いと思えます。しかし今回は、建物高さは低いけれども、横幅が非常に広くて、例えば主風向が南北になると、建物を迂回するところで風が強くなるのかな、という感じがしました。建物高さが低いので上からの吹き降ろしはないのかもしれないですけど、風が除けて通る部分で、風がある程度強くなると思えます。敷地周辺の限られた範囲ということにはなるのかもしれませんが、少し見通しが甘いのかな、という気はします。また、建物の形状によっても風の影響に違いが出ると思えますので、その辺りも過去の事業者の例を踏まえて検討された方が良いのかな、と思えます。

○事務局

配慮計画書に記載のある「ビル風の基礎知識」ですが、安田委員が懸念されている建物の角を強風が通過するときの影響の防止策として、角欠き等の対応策が記載されております。また、風の影響の範囲について、高層建築物であれば50～60m以上からの吹き降ろしの影響の範囲については計算できるようですが、実際は風洞実験を実施しなければならない、と記載されております。今回、事業者は建物高さの約2倍の範囲内に影響が出ると予測したものの、敷地内でその影響が収まる形で検討する、という考え方でありましたので、事務局としては指摘しておりませんが、指摘が必要であれば修正させていただきます。

○安田委員

風が必ずこうなる、という資料がある訳ではなく、また建物の形状によっても影響が変わるので、その辺りを事業者に伝えていただければと思います。

○事務局

わかりました。

○中川委員

確認ですが、27ページの航空写真について、今回の事業では既存の池を埋立てて新たに池を作り、池の規模は縮小される、という認識でよろしいでしょうか。

○事務局

その通りです。

○中川委員

従来生息していた生物が、新しい池でも生息できるようになるような計画なのでしょうか。

○事務局

事業者の計画では、動植物の生息環境を移植するような考え方はありません。事務局としては、この点について指摘しております。

○瀬川会長

基本的には、管理された水利組合用のため池、という捉え方をしており、今後も水利組合が使う中で農用水の必要量が減るので、それに合わせた。ただし、さらに水が必要な場合もあるだろうから、その場合は地下水も利用するという計画になっている、と認識しています。

また、事務局の説明をもう少し補足すると、委員の方から現状の動植物に対する配慮もするべきではないか、という意見も出ています。しかしながら、今の段階では生息環境を調査しておらず、どういう対策ができるか不明であるので、次の段階以降で調査し対策をするよう指摘している、と認識しています。それでよろしいでしょうか。

○事務局

その通りです。新しい池は事業計画地に含まれているものの、完成後の池の管理については、事業者ではなく水利組合が行うこととなります。そのような事情から、最低限配慮してもらわなければならないことを、配慮できる範囲の中で環境に対してより良い計画にしてもらえよう、ギリギリの意見を出しているところです。

○中谷委員

補足しますと、希少種などが出るとまた話は別になりますが、調査しないとわからない現段階では、それらに配慮できるような器は作ってください、というような意見になっていると思います。また、生態系ネットワークという、ため池が他にも周りにあって、それらを動植物が行き来することで、ネットワーク的に生態系を作るというものですが、それへの影響も調査していただければ、ということです。ただ、それに関しては調査が難しいので、その調査方法を検討することについても意見に含まれている、という理解です。

○水谷委員

意見書の概要が参考資料で配られていますが、かなり具体的なことを意見として出されています。この内容に関しては、これを踏まえて審査会の中で審査していくものなのか、それともこういう意見があった、というだけなのか、どのように扱えばよいのでしょうか。

○事務局

条例上の制度としては、縦覧中の意見書と審査会とは別になっております。審査会へは、技術的な審査についてお願いしております。また、審査会の答申と住民の皆様の意見とを合わせて、市長意見を形成していきますので、制度上、審査会で意見書に対する妥当性等を議論していただくことはありません。ただし、意見書が提出されたこと、またその内容について、審査会で一定の配慮をしていただけて、それらを含めてご意見をいただければ、事務局としてもありがたいと思います。ただし、制度上は、それらを含めたご意見をいただくことにはなっておりません。

○水谷委員

わかりました。少し気になったのは、中身の細かい話はだいたい反映されていると思うのですが、3つめの指摘としてある、開発行為をしないしてほしいということについては、それを調整できるのかわからないですが、それをもし反映させるとすれば、24ページにある「(3) 工事計画」で対応することになるのでしょうか。

○事務局

その通りです。実際に現地調査し、そのようなツバメがねぐらを形成しているような状況が確認できれば、いきなりそのような場所を破壊することは避けなければならないと思いますので、事業者へ一定の配慮を求めていくことになると思います。ただし、ねぐらとなる場所の消失を防ぐために開発を中止するべき、といったことを環境影響評価の中で求めることは、難しいのではないかと考えております。

○瀬川会長

個人的な意見を付け加えますと、このご意見ではツバメに注目されていますが、もっと配慮すべきものがあるのかもしれないし、配慮しようにも配慮できないものがあるのかもしれないので、次の段階で調べていただいて、その対策を提出していただき、それを拝見して意見を述べさせていただきますことが、審査会ができることではないかなと思います。

○中谷委員

次の段階で、どのような調査を行うのかによって対策も変わると思いますので、まず調査を行う段階で、チェックするべきかと思います。工事スケジュールまで観点に入れると、季節によってどう違うかという観点が入っているかというところもまた、次の段階でチェックしてという形で、なるべくこのような事も盛り込んでいくことを、事業者をお願いしていった方が良いのではないかと思います。

○柳原委員

再び交通についてですが、69ページにおいて来店交通量を予測されていますが、この時点では主要な道路だけで、計画地東側にある郵便局前の道路に関しては、交通量予測を全くしていない、ということよろしいでしょうか。と言うのも、ここは実測をしないとわからないと思いますが、実際は交通量が増えると思われますので、来店交通量の予測をした方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

配慮計画書では、既存の資料からの簡易予測という位置づけになっておりまして、代表的な道路について方面比から予測しております。事業計画が固まった次の段階での交通量予測については、周辺の道路についても予測が必要になってくると思います。

○柳原委員

その辺りは、実測で交通量予測を行っていただけるということで、よろしいでしょうか。

○事務局

次の実施計画書では、実際の調査方法についての図書が提出されます。その中で、柳原委員から指摘がありました観点について、何か問題があれば指摘していくことになると思います。

○瀬川会長

指摘事項73ページの「1 全般的事項」の最初の段落の2行目、「周辺施設の利用者等に配慮」に留意いただいて、郵便局や中学校も含めて東側道路の利用者、また南側には区役所の別館もありますので、その利用者の動きも考えて、計画していただきたいと思います。

○中谷委員

質問ではありませんが、ソフト面の観点を意見として出せないかなと考えておまして、CO₂削減等についてはハード面の観点からの意見になっていますが、地域の住民を巻き込むことで、このコミュニティにつながる環境を良くするような、ソフト面の取り組みにつなげられれば、個人的には良いのではないかと思います。例えば、公共交通機関利用を促進するためにエコポイントを付与する等の、ソフト面の観点から意見をまとめることができれば、良いのではないかと思います。

○瀬川会長

だれが主導するのが良いのでしょうか。堺市でしょうか。

○中谷委員

例えば、堺市が取り組んでいるクールシティ堺であったり、強くは言えないかもしれませんが、何らかのメッセージを盛り込むことができないかと、個人的には考えています。

○柏尾委員

コミュニティについて、図書全体を見たときに、その言葉があまりにも少ないという印象を受けました。11ページの環境要素の部分で、コミュニティの分断についての項目は選定されていませんが、21ページに回答されている行政サービスの場の提供についても、コミュニティ問題かなと考えております。地域の住民の方々のソフト面で考えると、観光情報の提供や堺市の魅力発信もその一つの手段であり、それを通して市民のコミュニケーションを良くする、といったこともコミュニティの概念に含まれると考えており、その辺りをもう少し意見として出していれば、と思います。特に3ページのところで、「事業者は、人との豊かなコミュニケーションや一人一人のライフスタイル実現」等、ポジティブに記載されていますが、その後は経済面に特化して、「地域経済の活性化に対する貢献」と記載されているだけです。もう少しこのあたりにも「コミュニティを活性化する」といった内容が含まれていればより良かったのでは、と思います。また、コミュニティというのは概念が広く、コミュニティ心理学では、犯罪を減少させたりとか、景観であるとか、そういうもの全てを含めて環境影響を評価するという捉え方があるのですが、もう少し経済面だけではなく、そういった面もポジティブに入れていただければ良いのではないかと思います。

○瀬川会長

環境影響評価では、現状ではそこまで踏み込めていないように思います。同時に、課題でもあると思います。特に本事業については、あまり図書に記載されていませんが、住民側からの要望も反映されていると認識しており、それがもう少し見える形になれば良いと考えています。

○事務局

環境影響評価ということで、確かに柏尾委員が発言された地域貢献について、事業者としては経済的な地域貢献を最前面に出して事業計画を説明している訳ですが、地域貢献を指標化するのは難しく、やはり具体的な数値をもとにした審査が中心になってきます。また、条例の中にはコミュニティの分断という環境要素がありますが、例えば、ある事業が実施された場合に地域コミュニティが分断されたり、また、逆に一つに戻るといったような予測であれば、評価の対象となると思われますが、今回の事業に関しては何もないところへ施設が設置されますので、コミュニティの分断を選定することは難しいと考えております。

○瀬川会長

柏尾委員がおっしゃっているのは、現状では環境影響評価の項目として挙がっていない、または、指摘していない項目として、例えば犯罪の話であったり、もう少し広げて考えると自治会であったり、そういったものであっても数値が出せれば、その出てきた数値をもとに評価項目として含められないか、ということを指摘されていると考えました。前例がないので難しいとは思いますが、そういった方向性も見出したい、というご意見だと思います。

○瀬川会長

それでは、およそ委員の皆様の意見は出たかと思われしますので、この資料の内容で、堺市長宛ての答申としたいと思います。

○事務局

ありがとうございました。それでは、ただいまより答申をお願いしたいと思います。瀬川会長、池田局長、よろしく願いいたします。

【会長が答申文を読み上げ、局長へ手交】

瀬川会長と池田局長は、お席にお戻りください。

ただいまの答申の写しにつきましては、後日、委員の皆様にお送りさせていただきます。

○瀬川会長

それでは、次の議題の「その他」を、事務局からお願いします。

○事務局

【規則改正について報告】

○瀬川会長

それでは、本日の議題は以上となりますが、本日の内容全般について、最後に先生方から何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了させていただき、事務局にお返しします。

○事務局

本日は瀬川会長をはじめ委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご審議を賜りましてまことにありがとうございました。

会議終了に当たり、環境保全局長の池田から一言ご挨拶させていただきます。

○池田局長

委員の先生方におかれましては、本日は大変お忙しいところ、審査会にご出席を賜り本当にありがとうございました。

また、「(仮称) 堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書」の審査につきまして、大変短い時間ではございましたが、答申をおまとめいただきましたこと厚くお礼を申し上げます。

今後は、取りまとめていただきました「配慮計画書の検討結果」の中で、ご指摘いただきましたご意見につきまして、その趣旨を十分踏まえ、条例の期限となります6月13日までに、環境の保全の見地からの市長意見を作成いたしまして、事業者に送付したいと考えております。

最後になりますが、本市の環境影響評価行政の推進につきまして、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

会議終了にあたり、傍聴者の方はご退席いただきますようお願いいたします。なお、お配りしております資料のうち、配慮計画書の冊子は回収いたしますので、お席に置いてご退席をお願いいたします。

それでは、これもちまして、「平成29年度 第1回 堺市環境影響評価審査会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上